

意見書案第 5 号

非核三原則の堅持を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出する。

令和 8 年 10 月 6 日

提出者	つくば市議会議員	川 村 直 子
賛成者	つくば市議会議員	川 田 青 星
	〃	あさの えくこ
	〃	小森谷 さやか

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、1967 年/昭和 42 年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、1971 年/昭和 46 年には衆議院において、その遵守に言及した決議が可決された。以来、我が国の国是として位置づけられ、歴代内閣もこれを一貫して堅持してきた。

またつくば市は、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を願い、1990 年/平成 2 年 9 月 27 日に、つくば市非核平和都市宣言を行っている。

近年、国際情勢の緊張の高まりを背景に、核共有や核抑止力の強化に関する議論が行われているところである。

世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器の悲惨さを風化させず、再び広島・長崎の惨禍を繰り返さないためにも、厳しい国際情勢ではあるが、日本政府が非核三原則を堅持し、核兵器廃絶に向けた国際的役割を果たすことが、強く求められているものとする。

よって、国においては、非核三原則を堅持し、核兵器のない平和な世界の実現に向け積極的に取り組むよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 月 日

つくば市議会議長 黒 田 健 祐

（提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

(提案の理由)

国に対し、非核三原則を堅持し、核兵器のない平和な世界の実現に向け積極的に取り組むよう強く要請するため、意見書を提出するものである。